令和4年度 多摩市立南鶴牧小学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

I いじめの防止に関する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 (「いじめ防止対策推進法」 より)

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。特に教職員は児童の学校生活全般について客観的事実を知るのみではなく、その心情面の状況を把握もしくは予見し適切な対応と解決に向けた手立てを持続的・重層的に行う責任を背負っている。この基本方針が徹底されることにより、すべての教職員が共通の認識と方向性の下、その力を結集して、児童を「いじめ」の被害・加害の立場に立たせる事態を未然に防止し、全力で解決を図ることをここに明言するものである。

いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑤は、全教職員がもつべきいじめについての基本的な認識である。全教職員がこの基本認識をしっかりもち、いじめ問題に取り組むことを徹底する。

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ③ いじめ問題は学校や教職員の在り方が問われる問題であること
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

また、「いじめ」の原因に学校以外での要素が深く影響している場合でも、学校が責任を回避することなく、児童を苦痛から解放し児童相互の関係性を改善する取組に積極的であるべきなのは言うまでもない。そもそも、いじめの原因には多種多様な要因が絡んでいるものであり、短絡的にいくつかの要因を取り上げて決めつけることは大変危険である。正確な状況把握と事実確認に基づいて、個々のケースに内在している要素をできる限り明らかにした上での解決が実行されなければならない。予断と偏見は、厳に慎むべきである。

また、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

【構成メンバー】

| 校長 | | | 副校長 | |
|------------------------|----------------|--|--------------------|--|
| いじめ防止校内委員長 (生活指導主任) | | | スクールカウンセラー | |
| いじめ防止校内委員 | 各担当者 (学年主任) | | 養護教諭 | |
| | | | 教育相談担当 (特別支援部長) | |
| | | | 特別支援コーディネーター | |

Ⅱ いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、 生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。
- (7)刻々と変化するネット環境上でのトラブル等の状況について、教職員の知識と対応力の向上を図る。

具体的な取組

- (1) ①人権尊重の精神のもとに、持続可能な社会の担い手を育成するためのESDを推進し、共生と 思いやりの心の育成を図る。
 - ②「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。特に教師の言動が児童の心身に苦痛を与えることが起こりうることの周知を図る。
 - ③児童朝会での校長講話やふれあい月間などの学級指導を通して、生命尊重の精神や人権感覚を 育む指導を行う。
- (2) ①道徳教育全体計画に基づいて、教科書や東京都副読本を活用し、各学年の発達段階に応じた規 範意識やよりよく生きる力・道徳的実践力を養う。
 - ②道徳授業地区公開講座や保護者会、学校便り等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- (3) ①異学年交流を積極的に設定することで、思いやりと共生の心の育成を図る。
 - ②学級園での栽培活動、小動物の飼育・観察などを通じて、自然と向かい合い、責任ある行動力を養うとともに、かけがえのない命についての気付きと思いやりの心を育む。
 - ③地域の障がいのある方、高齢者、幼稚園・保育園児、など地域の方々との交流を通して、地域 への愛着を高めるとともに、地域の一員としての自覚をもたせる。
 - ④『かがやきタイム(低学年)』等のソーシャル・スキルの手法を活用した児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。
 - ⑤毎週、児童朝会で高学年児童の行動を賞賛することで、下学年が高学年を尊敬し、高学年の自 己肯定感を高められるようにする。
- (4) ①「いじめアンケート」を毎月実施、気になる児童との面接を行って、いじめの早期発見に努めるとともに、よりよい友だち関係について考える機会とする。
 - ②ふれあい月間の取組の中で、都の作成したいじめ防止教材『STOP!いじめ あなたは大丈夫?』などを活用した年3回のいじめ防止授業を行い、いじめ防止の実践的態度を育てる。
- (5) ①支援を必要とする児童の指導・支援について、生活指導夕会や特別支援全体会で共通理解 を図るとともに、巡回相談員やスクールカウンセラーの助言を活かし、児童理解に努める とともに、いじめの予兆に対する鋭い感覚を身に付ける。
- (6) ①セーフティ教室や、情報教育の場面を通じて、ネット上でのいじめにつながる書き込みを しないなど、児童への情報モラルの指導を徹底する。
 - ②SNS 南鶴ルールを策定、全児童に周知するとともに、各家庭に SNS 家庭ルールの策定を依頼し、学校、保護者が協力して児童の正しい情報機器の使用法を徹底する。
- (7) ①情報端末の進化や変化、およびそれに伴う問題について、教職員は常に最新の動向の把握 に努め、対策を講じる。

方針2 いじめの早期発見(早期対応)

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、 些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上させ る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集 や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、児童が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

【具体的な取組】

- (1) ①「いじめアンケート」を毎月期実施し、その結果をもとに児童の話を聞いたり、生活の様子を観察したりして、いじめの早期発見に努める。
 - ②いじめ防止校内委員会をいじめアンケート後に開催しいじめの早期発見・情報共有を行う。
 - ③週1回の生活指導夕会で各学級の様子を報告、職員間で児童の情報を交換し、児童一人一人の理解を深めるとともに、共通理解を図る。また、生活指導夕会記録ノートを作成し、教職員間での共通理解に活用する。
 - ④スクールカウンセラーやピアティーチャーとの情報交換を密にし、児童の実態把握に努めると ともに、課題をいち早くつかめるようにする。
 - ⑤複層的な視点から子供たちの変化を把握するため、週番を中心に全教員が休み時間等で定期的 に校内巡回を行う。
 - ⑥家庭や地域と連携して、あいさつの励行や集団生活のマナー、規範意識の確立など基本的生活 習慣の徹底を図り、児童の様子や変化にいち早く気付き、対応できる体制を整える。
 - ⑦いじめ発見チェックシートを活用して、いじめにつながると思われる具体的な行動や言動をチェックして、児童の実態把握に努める。
 - ⑧放課後の子どもの様子について把握するために、児童館や学童クラブ、子ども放課後教室と連携 を図り、いじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえるように依頼する。
 - ⑨長期休業明け、学級担任は学級の全児童と話をしたり、様子を詳しく観察したりすることで、児 童の変容把握に努める。
- (2) ①必要に応じて、学級担任と児童の二者面談を実施し、本人のことだけでなく友達のことや学級のことも話せるようにし、実態の把握に努める。
 - ②児童及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等を周知し、困ったことを相談できる場所が複数あることを伝え、一人で抱え込まず誰かに話せるような環境を作る。
 - ③学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を定期的に設け、相談を密に行う。また、 効果的な面談の手法や話の聞き方などについて、スクールカウンセラーに協力を仰ぎながら児童 理解の力を高める。
 - ④相談室だよりを月に1回発行し、児童や保護者に相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介する。
 - ⑤いじめにつながる事例や面談の内容について、いじめ防止対策委員会に報告し、有効な対応策に ついて検討し、全職員が協力して問題の解決にあたる。
 - ⑥相談を受けた教員または、カウンセラー等が速やかに解決の流れに問題をのせられるよう、校内 の『報・連・相』体制の充実を図る。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ防止対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2)被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、いじめ防止等の対策のための組織・いじめ防止対策委員会の会議を開催し、 いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、場当たり的な対応にならないように、組織 的に対応する。
 - ②いじめ防止対策委員会を核として情報の共有を図り、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の 児童へのケアについて、教職員の明確な役割分担を行い、組織的に対応する。
 - ③「いじめ防止対策委員会」は、いじめの発見・通報を受けた場合のみならず、いじめにつながると思われる兆候等に気付いた時点で、校長が必要と判断した場合には、柔軟かつ機動力をもって会議を開催する。
- (2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口を用意 し、心理的なストレスを軽減したり、複数教員による見守りや声かけに取り組んだりするなど、児童 の安全確保を充分に行う。
 - ②いじめの加害児童の保護者に状況を連絡するとともに、加害児童に対し、毅然とした態度で指導を行う。当事者のみならず、周りの児童から事実確認を十分に行い、場合によっては、いじめ防止対策委員会メンバー立ち会いの下、謝罪の場を設ける。
 - ③加害行為の背景に加害児童が過去にいじめを受けた経験があるなど心の傷が原因となっている場合は、スクールカウンセラーと協力して、加害児童の心のケアに努める。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について多摩市子育て総合センターや児 童相談所と情報を共有する。
 - ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
 - ③法的に適切な対応が求められる場合などについては、東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。
 - ②地域人材を活用し、地域の大人による児童・生徒の登下校時の見守りを行う。
 - ③緊急を要する場合は臨時保護者会を開き、事案の状況や学校の対応について説明し、保護者への協力 を依頼する。
 - ④深刻な状況になってから連携や協力を得るのは困難であることが多いため、日頃より児童について家庭との情報交流を行い、「よい情報」を発信することで信頼関係の構築に努め、いざというときに協力を得やすい環境をつくる。
- (5) ①加害の子供への指導に改善が図られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、 教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家 と連携して対応する。